

# 島根県インフルエンザ防疫対策実施要領

(改正：平成 23 年 11 月 25 日付け薬第 1331 号)

## 1 患者の届出及び情報網の強化

インフルエンザの流行を早期に発見するとともに、流行状況を把握し、防疫対策を迅速かつ的確に実施するため、次によりインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）の患者（以下、「患者」という。）の発生状況を把握する。

- (1) 保健所は、郡・市医師会、医療機関等と連携を密にし、患者の発生状況を把握する。
- (2) 保健所は、管内の学校・施設等での患者発生に係る報告が迅速に受けられるよう、情報網を強化する。
- (3) 保健所は、様式 1 - 1、様式 1 - 2 及び様式 1 - 3 により、管内の学校・施設等における患者発生があれば、その状況について報告を受け、原則として毎日 13 時現在の報告状況を取りまとめた上で（様式 1 - 2 による報告は様式 1 - 4 により取りまとめること。）、当日の 14 時までに薬事衛生課へ F A X で報告する。

なお、14 時以降に報告のあったものについては、翌日の集計対象とする。

- (4) 様式 1 - 1 による出席停止の報告について、学校・施設等が患者発生に係る情報を「学校欠席者情報収集システム」に入力したときは、(3)の規定にかかわらず、保健所への報告及び保健所から薬事衛生課への報告を省略することができる。

## 2 流行監視の強化

防疫対策を的確に実施するため、感染症発生動向調査等によるインフルエンザの流行状況を常に監視する。学校・施設等で集団発生があった場合、時期的および地域的な発生状況等から疫学的調査が必要であると考えられるときは、医療機関、学校・施設等の協力を得た上で患者についてウイルス学的検査（以下、「検査」という。）を行い、流行動向の監視に努める。

- (1) 保健所は、当該学校・施設等の長や嘱託医等と十分協議したうえで、施設内での発生状況について、詳細を把握する。
- (2) 検査を実施する場合には、保健所は、薬事衛生課及び保健環境科学研究所と十分連携を図り、関係機関の協力のもと、患者本人やその保護者等へ十分な説明を行い、同意を得たうえで必要な検査を行う。
- (3) 検体の採取は、別添「インフルエンザ検体採取要領」に基づいて実施する。

なお、保健所は、様式 2（感染症発生動向調査事業実施要綱 別記様式）により被検者の病状等について調査を行う。

- (4) 検体の検査は保健環境科学研究所で実施するものとし、保健所は様式 3 により保健

環境科学研究所及び薬事衛生課へ検査依頼を行う。

なお、保健環境科学研究所への検体の輸送は、原則保健所が行い、検体に様式 2 及び様式 3 を添えて提出する。

- (5) 保健環境科学研究所は、検査結果を薬事衛生課及び保健所へ報告するものとし、保健所は「インフルエンザ検体採取要領」に基づき検体の採取を行った医療機関へその結果を通知する。

### 3 防疫措置の強化

保健所は、市町村、教育委員会その他の関係機関と連携を図りながら、次について実施する。

- (1) 学校における学級、学年閉鎖又は臨時休校等の措置が適切に実施されるよう指導する。
- (2) 事業所等の勤労者に対する防疫対策を強化するよう、関係方面への指導を徹底する。
- (3) 乳幼児、高齢者、病弱者及び妊産婦に対し、予防及び医療機関への早期受診等の指導を強化する。
- (4) 流行を最小限にとどめるため、在宅患者の取扱い、汚染物件の処理、不要不急の旅行・集会等の中止について指導する。
- (5) 適切な予防接種を推進する。

### 4 予防教育の推進

防疫対策を円滑に実施するためには、一般住民の予防及び治療に関する正しい知識と協力が必要であることから、保健所は、各市町村、郡・市医師会、学校・施設等、地区組織及び各種団体等の協力を求め、一般住民に対する予防教育を推進する。

特に、流行の増幅の場になりやすい、保育所、幼稚園、学校の児童、生徒及びその保護者に対する衛生教育に努める。

附 則（平成 14 年 12 月 2 日付け薬発第 256 号）

この要領は、平成 14 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 3 日付け薬第 1744 号）

この要領は、平成 16 年 12 月 3 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 7 日付け薬第 1671 号）

この要領は、平成 17 年 12 月 7 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 22 日付け薬第 1276 号）

この要領は、平成19年11月22日から施行する。

附 則（平成20年11月12日付け薬第1211号）

この要領は、平成20年11月12日から施行する。

附 則（平成21年7月29日付け薬第723号）

この要領は、平成21年7月29日から施行する。

附 則（平成21年11月25日付け薬第1239号）

この要領は、平成21年11月25日から施行する。

附 則（平成22年11月26日付け薬第1233号）

この要領は、平成22年11月26日から施行する。

附 則（平成23年11月25日付け薬第1331号）

この要領は、平成23年11月25日から施行する。

別添

## インフルエンザ検体採取要領

### 1 検体採取

- (1) 保健所は検査の実施について、薬事衛生課及び保健環境科学研究所と十分連携を図り、学校・施設等あるいは当該患者が受診する可能性のある医療機関に十分な説明を行い、患者10名程度の検体採取について協力を依頼する。
- (2) 検体の採取は、保健所が検体採取を依頼し、これを承諾した医療機関（以下、「協力医療機関」という。）の医師が行う。
- (3) 保健所は、検体の採取にあたっては、別紙により本人又はその保護者（本人が未成年の場合）の同意を得るものとする。  
また、協力医療機関の医師に対して、患者本人やその保護者等へのインフォームドコンセントについて配慮するよう要請する。
- (4) 検査器材は保健環境科学研究所が保健所に配付する輸送培地とする。  
なお、保健所は、協力医療機関において器材等の準備が必要な場合は対応する。  
また、その他検査器材は必要に応じて保健環境科学研究所から送付する。

### 2 ウイルス学的検査

- (1) ウイルス学的検査は、PCR法による遺伝子検査、又は培養細胞を用いてインフルエンザウイルスを分離し、赤血球凝集阻止試験（HI試験）により亜型を同定する。
- (2) 検体は、咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液とする。
- (3) 検体は、綿棒で患部全体を十分にぬぐい、その綿棒を保健環境科学研究所が配付した輸送培地にさし込んで先端部分を液に浸した状態で搬送する（柄は折り取る）。  
注：迅速診断キットによる検査のために抽出処理を行った検体や抽出液は、ウイルス検査には適さないので、迅速診断用とは別に採取する必要がある。
- (4) 採取した検体は直ちに冷蔵（4℃）保存する。  
注：インフルエンザウイルスは凍結融解によりウイルス粒子が壊れやすいため、数日中に検査する場合は凍結しない方がよい。
- (5) 検体の輸送は持参によることとし、容器の破損や検体遺漏等の事故がないよう注意して冷蔵状態で輸送する（平成22年8月11日施行「食中毒・感染症等の調査に伴う検体採取及び輸送マニュアル」参照）。輸送にあたり、保健所は、事前に保健環境科学研究所へ連絡する。